

畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区地域活性化方針

〔平成23年12月22日
内閣総理大臣決定〕

1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

(1) 総合特区により実現を図る目標

- ① 本区域内の畜産バイオマス（家畜糞）を有効活用して、エネルギー自立型畜産業を実現し、地域のエネルギーを地域で賄う地産地消型エネルギー社会のモデル地域を形成する。
- ② 我が国の畜産業は、安全・安心な畜産物を提供しているが、飼料価格の高騰など厳しい経営環境にある。本申請のエネルギー自立型畜産業とすることで畜産経営の基礎を固め、国内畜産業が持続的に発展する新しいビジネスモデルを構築する。
- ③ また、畜産臭気の原因である家畜糞を貯蔵することなくエネルギー化の原料とすることで、臭気対策を講じることができ、赤城山等の観光振興、畜産振興、エネルギー自立という地域の活性化に結びつけることが可能であり、グリーンイノベーションの実現につなげる。
- ④ 事業成果を、国内、東南アジア、欧州、米国など世界の畜産地域へ展開する。

(2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

- ① グリーンイノベーション
 - i) 区域内で発生する家畜排せつ物のうち、糞はたい肥化され、農耕地へと還元されているものの、農耕地の減少により余剰たい肥の処分が課題となっている。また、過剰に施肥されたたい肥から窒素やリンが地下水に浸透し、地下水の硝酸性窒素やリン酸濃度が増加している。さらに、たい肥化過程で発生するアンモニア等が畜産臭気の原因となっており、観光振興や住環境整備のため、畜産臭気対策が課題である。
 - ii) 畜産経営は、飼料価格の高騰や福島第一原子力発電所事故の影響で厳しさが増している。このような中、安全・安心な畜産物を持続的に供給する畜産業としていくため、畜糞というバイオマス資源を有効に活用し、従来から研究を進めてき

た世界最先端の新技术である家畜排せつ物の低温ガス化技術等を導入することでエネルギーの自立化を図り、さらに原料をたい肥化することなく処理することで過剰施肥対策と臭気対策を講じることができる環境調和型の畜産業としていくことが必要である。

② 観光立国・地域活性化（観光・農林水産業等）

- i) 国内外からの観光客増大施策の一環として、畜産現場と近接する観光施設周辺における畜産臭気対策を進めることが必要であるが、畜産業は経営が厳しく、環境整備に投資ができない状況である。
- ii) 環境との調和を踏まえた畜産業継続のため、家畜排せつ物をエネルギー源として活用することに大きな期待が寄せられており、エネルギー自立化と環境調和型畜産業を実現することで、安全・安心な畜産物を提供する畜産業を継続していく仕組みづくりを進めることが、畜産振興という観点から必要である。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

(1) 解決策

① グリーンイノベーション

- i) 世界最先端の低温ガス化技術やこれを応用した超省エネルギー炭化・灰化装置の中規模な実証試験装置を畜産現場に設置し、実証試験データを得ることによって、畜産バイオマス为原料とするエネルギー化技術の実用化に向けた取組を推進するとともに、これらに必要な環境整備を行い、畜産農家への普及を図る。
- ii) エネルギー化技術についてものづくり企業への技術移転を行うとともに、企業、NPO 法人及び行政が連携し、畜産バイオマス为原料とするエネルギー化技術、新技术の普及やメンテナンスを行うシステムの構築を図る。

② 観光立国・地域活性化（観光・農林水産業等）

- i) 超省エネルギー炭化・灰化装置の実証試験装置を畜産現場に設置し、実証試験データを蓄積することによって鶏糞为原料とする炭化・灰化技術の実用化に向けた取組を行うとともに、これらに必要な環境整備を図る。
- ii) 畜産業者が環境調和型畜産業を実現できるよう、地域内のネットワークを形

成し、観光振興や地域活性化につなげる。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし。